

地方独立行政法人埼玉県立病院機構 中期目標（素案）

前文

埼玉県立循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター及び精神医療センター（以下「県立病院」という。）は、それぞれの専門性に応じて全県を対象とした高度専門医療等を提供し、県民の健康を支える上で極めて重要な役割を担ってきた。

しかし、少子高齢化や疾病構造の変化などに伴う県民の医療ニーズの多様化・高度化、地域医療構想や地域包括ケアシステムの進展、社会保障制度改革の要請など県立病院を取り巻く環境は大きく変化している。

また、働き方改革による労働者意識の変化、企業側のコンプライアンス意識の向上、A I や I o T をはじめとする技術革新など、社会全体でもめまぐるしい変化が起きている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の患者が県内で多数発生したように、グローバル化の進展により、海外で流行している感染症の国内感染リスクが高まっている状況を踏まえ、新たな感染症などが発生した場合に備えた医療提供体制の整備充実が求められている。

県立病院はこうした変化に柔軟かつ弾力的に対応しながら、県民に対し、民間病院では提供できない不採算な小児、救急や感染症などの高度専門医療等を将来にわたり安定的かつ継続的に提供していくなければならない。

これらの医療環境や社会情勢の変化を鑑みて県では、平成 30 年 6 月に医療関係者や有識者により構成する「埼玉県立病院の在り方検討委員会」を設置し、今後の県立病院の在り方について検討を行った。検討委員会では今後県立病院が果たすべき役割や、その役割を果たしていく上での最適な経営形態の検討がなされ、同年 11 月に「県立病院の経営形態は地方独立行政法人が望ましい」とする検討報告書がまとめられた。県では、検討報告書をもとに検討した結果、県立病院を地方独立行政法人とする方針を決定し、令和 3 年度から地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「病院機構」という。）を設立することとした。

この中期目標は、地方独立行政法人制度の特長であるガバナンス、人材確保、財務面などの優位性を最大限に活かし、病院機構が達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものである。

病院機構が県の医療政策として必要とされる高度専門医療等を確実に実施し、医療環境の変化に対応しながら県民の医療ニーズに応える良質な医療を提供するとともに、地域との連携により本県における医療水準の向上に貢献し、もって県民の健康の確保及び増進に寄与していくことを強く期待するものである。

第 1 中期目標の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県の医療政策を推進する上で必要とされる高度専門医療等を提供するとともに、地域の医療機関との連携を図ることにより、県内医療水準の向上に貢献し、県民の生活の安心を高めていくこと。

1 高度専門・政策医療の持続的提供と地域医療への貢献

医療環境の変化や県民の医療ニーズ等を踏まえて、先進的医療をはじめ質の高い高度専門医療等を安定的かつ継続的に提供すること。

さらに、新たに発生する医療課題や医学・医療の発展に迅速に対応すること。

また、医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修を行うとともに、他の医療機関との連携を図り、地域医療への支援と貢献を行うこと。

(1) 循環器・呼吸器病センター

循環器・呼吸器系疾患の専門病院として高度専門医療を提供するとともに、専門領域の救急医療などの充実に努め、県北地域の医療を支えること。特に、脳卒中や心筋梗塞をはじめとする緊急性の高い疾患に対し、24時間365日体制の高度な救急医療を提供すること。

第二種感染症指定医療機関として感染症医療を提供すること。

地域の関係機関と連携し、緩和ケア医療を推進すること。

地域医療支援病院として、地域医療を担う医療従事者への教育・研修を通じて、地域の医療機能向上に貢献すること。

(2) がんセンター

本県の中核的ながん専門医療機関として常に先進的な医療を県民に提供するとともに、都道府県がん診療連携拠点病院の役割を果たすため地域の医療機関と連携し、本県のがん医療水準の向上と均てん化を図ること。

低侵襲治療であるロボット支援下手術や高精度放射線治療などの先進的ながん医療の提供に取り組むこと。

治験、臨床試験などに精力的に関わり、新規化学療法・治療法の開発導入など臨床研究に取り組むこと。

がんゲノム医療拠点病院として患者の遺伝子情報に基づく最適な医療を提供すること。

高齢化による心疾患や糖尿病等を伴うがん患者の増加に対応するため、総合診療機能の強化を図ること。

サルコーマ（肉腫）など希少がんの全県的な受入れを徹底すること。

(3) 小児医療センター

小児専門病院として高度な小児急性期医療を提供するとともに、隣接するさいたま赤十字病院との連携により胎児から成人まで成長に合わせた医療を提供すること。

小児がん拠点病院としての機能をより一層充実、強化すること。
がんゲノム医療、CAR-T細胞療法、小児生体肝移植などの先進的な小児医療を提供すること。

小児から成人への移行期医療の総合的な支援機能の構築を図ること。
子どもたちの健康増進、疾病予防に取り組む小児保健活動を推進すること。
発達支援を推進するため、患者家族、教育・福祉の専門職に対する啓発及び研修の実施に努めること。

埼玉県総合医局機構・地域医療教育センターと連携し、医師を地域の拠点病院へ派遣するとともに、地域医療支援病院として将来の小児医療を担う専門医の育成及び人材供給への取組により、地域医療へ貢献すること。

(4) 精神医療センター

精神医療の変化に対応し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける医療機能の充実と提供に努めること。

県内全域を対象とした精神科救急、依存症、児童思春期精神疾患患者、医療観察法対象者、民間医療機関で対応困難な患者等への高度専門医療を提供すること。

障害保健福祉圏域などにおける関係機関との役割分担・協働に努めること。

埼玉県立精神保健福祉センターと一体的な運営を行うことにより、県民の精神保健の向上並びに精神障害者の福祉の増進及び医療の充実を図ること。

2 患者の視点に立った医療の提供

患者の視点に立った病院運営を進めるため、より安心して治療を受けられるよう、分かりやすい説明、相談、情報提供等を行うこと。

また、患者等の意見を反映して、より利用しやすい病院運営を目指すこと。

(1) 患者等の満足度向上

ア 患者サービスの向上

患者の権利を尊重し、信頼と満足が得られる医療サービスを提供すること。
患者を対象とした満足度調査を定期的に行い、外来診察や検査及び会計に係る待ち時間の改善、打診から初診までの待ち期間や手術待ち期間の短縮に努めるなど患者サービスの向上に取り組むこと。

イ 患者支援体制の充実

患者とその家族に対して入院から退院まで一貫した支援を行うなど、相談機能を充実すること。

入院を予定している患者が安心して入院医療が受けられるよう入院前から支援を行うとともに、患者が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活ができるよう入退院支援を行うこと。

(2) 積極的な情報発信

臨床評価指標（クリニカルインディケーター）などの診療情報や診療内容を

ホームページや公開講座などを通じて積極的に情報発信すること。

(3) 医療の標準化と最適な医療の提供

クリニカルパスの適用を推進し、治療内容とスケジュールを明確に示すことで患者の不安を解消するとともに、治療手順の標準化、治療の効率化など医療の質の向上及び患者にとって最適な医療を提供すること。

3 安全で安心な医療の提供

患者の理解と信頼を得た安全で安心な医療を提供するため、医療安全対策、感染症対策、災害対策等を推進すること。

(1) 医療安全対策の推進と適切な情報管理

安全で安心な医療を提供するため、医療事故などを防止するための医療安全対策を徹底するとともに、医療事故発生時には原因の究明と再発防止を図る体制を確保すること。

医療安全文化の醸成に継続的に取り組むこと。

個人情報の適切な管理と情報セキュリティの強化に努めること。

(2) 感染症対策の強化

院内感染症対策を強化し、感染症管理体制の充実を図るとともに感染症に関する取組を進めること。

(3) 災害対策の推進

策定したB C Pに基づき災害時にも継続的に医療を提供するための体制を整備するなど、埼玉県地域防災計画に基づく県立病院の役割を果たすこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人制度の強みである経営体としての柔軟性、自律性、迅速性を活かしながら、より一層効率的・効果的な業務運営を行い経営改善を図ること。

1 優れた経営体に向けた組織づくり

(1) 業務運営体制の構築

病院経営に関する意思決定を主体的かつ迅速に行える組織づくりを進め、医療環境の変化に柔軟に対応できる効率的な業務運営体制を整備すること。

理事会を適正に機能させるなどガバナンスの強化を図ること。

(2) 業績評価指標による改善活動

医療機能や経営に対する業績評価指標を整備し、その指標に基づいた医療の提供と病院経営を行うことで、P D C Aサイクルを強化し、中期計画などの目標管理の徹底に努めること。

(3) 勤務環境の向上

職員が意欲を持って働き、その能力を十二分に発揮できるよう、チーム医療体制の推進及び活発なコミュニケーション機会を通じた組織の活性化に努めること。

職員のワークライフバランスに配慮し、多様で柔軟な働き方を支援するなど働き方改革の取組を推進すること。

2 人材の確保と資質の向上

(1) 医療人材の確保

質の高い医療を継続的に提供するため、専門性が高く成熟した医療人材の確保に努めること。

(2) 人材の育成

優れた人材を育成するため、教育研修機能の充実及びキャリアパスづくり、職務に関連する専門資格の取得等をサポートする仕組みづくりを進めること。

研修医及び実習生等を積極的に受け入れ、人材養成に貢献すること。

事務職員には、病院運営を支えるため医事や経営等に関する深い専門知識が求められることから、こうした専門性を有した事務職員の確保及び育成に計画的に取り組むこと。

(3) 職員の経営参画意識の向上

職員の経営参画意識を醸成し、職員の業務改善に対する意欲を高めるとともに、病院運営に積極的に参画していく仕組みを構築すること。

3 経営基盤の強化

(1) 収入の確保

新規患者の受入れを拡大し、病床の効率的な運用を図ること。

診療報酬改定時など、各病院の特性に応じた施設基準を速やかに取得し、収益の確保に努めること。

診療報酬の請求漏れの防止や未収金対策の強化を図ること。

(2) 費用の削減

材料費や経費の縮減に努めること。

共同購入組織の最大限の活用や後発医薬品の採用促進など、引き続き費用削減に向けた様々な取組を行うこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

県立病院としての使命を果たすため業務運営の改善及び効率化を着実に進め、中期目標期間内に経常収支の均衡を達成すること。

第5 県の保健医療行政への協力と災害発生時の支援

県が進める保健医療行政に積極的に協力すること。

新たな感染症などの発生時には関係機関と連携し、迅速な対応を図ること。

大規模な災害が発生した場合は、小児医療センター（災害拠点病院、埼玉D M A T指定病院）、精神医療センター（埼玉D P A T先遣隊）はもとより、各病院は

救護活動などの対応を迅速かつ適切に行うこと。

精神医療センターを災害拠点精神科病院に指定するために必要な整備を行うこと。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 法令・社会規範の遵守

県立の病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、職員の行動規範と倫理を確立し、法人運営の透明性の確保に努め、適正な運営を行うこと。

2 計画的な施設及び医療機器の整備

施設整備や医療機器については、県民の医療ニーズや費用対効果等を総合的に勘案し、計画的な整備を実施すること。

医療ニーズの変化や医療技術の進展など環境の変化に対応しながら必要に応じて計画等の見直しを行うこと。

3 精神医療センター建替えの検討

平成2年開設の精神医療センターについては、建物、設備が老朽化しているため、将来的な精神科医療ニーズも見込んだ環境整備のための建替えの検討を進めること。